

令和 5 年度第 2 回(5 月 13 日) 定例会議事録

日 時 5 月 13 日 (土) 15 : 15 ~ 16 : 00
会 場 第 2 集会所
出 席 役員 14 名 (会長、副会長 B、書記 A・B、会計 A・B、総務 A・B、
環境 A・B、文化部 4 名)
各ブロック長 5 名
オブザーバー : 井崎氏 (まちを守る会)
保谷氏 (民生委員)
議事録作成 : 書記 A

(配布資料)

- ① 令和 5 年役員会・定例会議題
- ② ユーカリが丘 2 丁目自治会 会員名簿
 - ・会員名簿表紙
 - ・令和 5 年度ユーカリが丘二丁目自治会役員名簿 (アドレスなし)
 - ・令和 5 年度ヘルメット貸与一覧表
 - ・令和 5 年度前期・後期班長名簿
 - ・ユーカリが丘二丁目自治会・まちを守る会防災委員会役員名簿 (令和 5 年度)
 - ・ユーカリが丘二丁目自治会・まちを守る会防犯委員名簿 (令和 5 年度)

1. **ゴミゼロ運動の不参加について** (環境 A 海谷)
 - ・ 4 月の定例会で廃止の承認を得たが、千葉県自体でのゴミゼロ運動を廃止したと誤解されるので、「廃止」ではなく「不参加」とする。
不参加理由 → 佐倉市で月 1 回萱橋公園・古山公園の清掃が実施され、環境保全がされており、4 月役員会・定例会で不参加が承認されているため。
 - ・ 年末の萱橋公園・古山公園の清掃、側溝の汚泥除去は実施する方向で検討。

2. **側溝の排水溝グレーティング周りの清掃依頼について**（環境 A 海谷）
- ・先週の雨で冠水した場所もあるが、集中豪雨による道路冠水等の被害防止のため、グレーティングの清掃のご協力をお願いいたします。
 - ・側溝内の斜めの格子に枯葉が溜まると排水されないので除去してもらいたい
 - ・ゴムマットやレンガ、段差ブロックは排水溝の上に置かない。
→ 排水されないのでやめていただきたい。
 - ・境界部分の生け垣等の枯葉等も隣宅に散ったりするとトラブルの原因になるので清掃してきれいにしてもらいたい。
 - ・二丁目自治会ホームページに記載の内容の一部変更について。
→ 「ゴミゼロ運動参加に参加している」という一文が掲載されている。
今回不参加のため、この一文削除する。詳細はホームページをご確認ください。

3. **まちを守る会依頼の令和 5 年度の表紙について**（総務 A 津野）
- 配布資料②により説明する。
- ・まちを守る会の役員の変更があったので、新しい資料を配布いたします。

4. **防犯委員名簿、まちを守る会防災委員会役員名簿等と二丁目自治会役員名簿**
（メール ad なし）二丁目前期後期班長名簿、ヘルメット貸与表の書類の配布
（総務 A 津野）
- 配布資料②により説明する。
- ・ヘルメットの引き継いでいる番号を確認していただき、変更がある場合等は連絡をお願いします。

5. **会員数**（総務 A 津野）
4 月 1 日現在 現在 444 世帯

※配布資料②については、各ブロック長から各班長に配布をお願いいたします。

6. **子ども会資源回収（4 月 26 日実施分）**（副会長 B 武藤）

年 月		合計	前年同月(kg・円)
2023 年 4 月	重さ (kg)	2,100	2,370
	金額 (円)	5,300	5,640

新聞 3 円 段ボール 2 円 雑誌 1 円

- ・4月に小竹小へベルマークを寄付。
たくさんのご協力ありがとうございます。今後も宜しく願いいたします。

7. 6月定例会、役員会の議題について（副会長 B 武藤 / 会計 B 鈴木）

- ・次回6月3日（土）にコミセンで実施
→ メインの議題が集金の仕方についての説明
ブロック長のみ参加だったが、班長全員参加となります。
- ・副会長 B から各ブロック長宛てに案内を投函する。
→ その案内に、今回は班長も参加である旨の文面を掲載する。
- ・会計 B からの集金についての今月の説明事項はなし。

8. 定例会参加者について（副会長 B 武藤）

- ・コロナ前の定例会はおそらく全班長が集まり、感染拡大のためにブロック長のみ参加の案内をしていた。
→ コロナも落ち着いてきてはいるが、いきなり変えるのもなかなか難しい。
今年度は今まで通り、必要な時だけコミセンで全班長参加、それ以外はブロック長のみ参加の第二集会所での会議とする。

9. 自治会・町内会/団体管理システム「ジチカン」について（副会長 B 武藤）

- ・会員名簿や回覧板をスマートフォンに送信するシステムがある。
- ・世の中電子化してきているので、追々切り替えを検討をという思いはある。

まちを守る会 防犯委員 井崎氏より

- ・ユーカリが丘2丁目の昨年度の犯罪件数について（22年4月から翌年3月まで）
→ 犯罪件数2件（自動車盗難1件 自転車盗難1件）
引き続き防犯には注意していただきたい
- ・特殊詐欺（電話詐欺等）
→ 佐倉市で令和3年度33件、令和4年度43件 10件増加している
また、被害金額は令和3年度が7,400万円、令和4年度が9100万円。
十分注意を願いたい。

民生委員 保谷氏より

- ・民生委員の定例会が月に1度あり、市役所社会福祉課・佐倉市社会福祉協議会・包括等との情報交換・伝達の間となっている。
- ・佐倉市平常時避難行動要支援者名簿を預かってきた。

- 書類等を取り交わし、秘密情報として預かるもの。
- ・災害時の名簿は別にある (災害時避難行動要支援者名簿)
 - 佐倉市が所有。市で把握している要介護あるいは障害者の方の全員の情報。
 - 発災時には市が警察・消防に提示して救助にあたる。
- ・民生委員あるいは自治会などの防犯・防災組織に渡されるのが平常時避難行動要支援者名簿
 - 支援が必要な本人が情報を知らせることに対し、許可している人のみの名簿
 - 2丁目は十数名名簿の記載があり、どういう対応をすべきかそれぞれに話をするところである。
- ・自治会でも申請していただくなら取得してもらうことになるが、公表出来るものではないということ、実際に災害が起きたときに、どれだけ皆さんの力で救助出来るかという問題が残っている。
- ・名簿登録者へ情報提供、安否確認、警察・消防への情報提供を確認内容とし、まちを守る会への登録をお願いし、共有出来る内容は共有したい。これから自治会ともどのように共有していくか相談させていただきたいので宜しくお願いいたします。

(質問) 要介護の方は佐倉市で把握しており、十数名の方には何かあったら市から援助があるのかという認識でよいか。

2丁目としてのプランがあると思うが、別の行動で救助されるのか。

- (回答) ・市として把握している方々ということである。また家族がいる方や家族内での話し合いが出来ている方などもおり、また本人から市への登録なので見えない部分はあるため、民生委員として把握している二丁目の方とは必ずしも合致していないが、何か起きた時には手を差し伸べる必要はある。
- ・市で出てくる名簿は、救助よりもこういう方がいるということ把握するものであり、何かあったときに情報提供や警察・消防への情報伝達として、自治会でも取得してもらいたいし、情報としての大きな価値はあると思う。

(質問) まちを守る会の方で緊急連絡網など、何かあった時の行動が出来ているが、対象となる方は連絡網に含まれているのか。

(回答) 必ずしも入っているわけではない。

訪問時に登録案内はしているが、本人次第になる。

- ・家族がいるから大丈夫という方もいるので、しっかりと支援を考えな

いといけない方は数人程度と把握している。

- ・名簿は基本持ち出し禁止なので、民生委員、まちを守る会、自治会の三者で情報を知っておくことだけでも大事だと考えている。

(質問) 佐倉市救急医療情報キットの配布があるが、2丁目での所持人数は。

(回答) 75歳以上の後期高齢の方に配布しており、数年前からは75歳になるもしくははなった方に配布。昨年50件した。現在75歳以上は320人位いる。
今年秋口に新しく75歳を迎えるかたに配布予定

(質問) 民生委員は保谷さん1人のみで活動しているのか

(回答) 民生委員法で350世帯に1人必要と決まっている。

二丁目自治会は多いが、2つに割るほどではないため、1名での活動をしている。

※ 次回定例会は6月3日(土) 詳細は5月20日に定例会通知配付。

以上

2023.5.13 書記 A (増山)